
留萌市防災備蓄計画

令和2年2月策定

留 萌 市

【目 次】

1	はじめに	2
2	基本的な考え方	3
2-1.	備蓄物資の必要量	3
2-2.	備蓄食糧の目標量	4
2-3.	品目の選定方針	5
2-4.	備蓄品の数量・品目	6
2-5.	備蓄品の保管・管理・活用	9
2-6.	冬季における防寒対策品の備蓄	9
2-7.	災害対応従事職員用の備蓄	10
3	流通備蓄について	11
4	家庭内備蓄について	12
5	自主防災組織の備蓄について	13
6	事業所備蓄について	14

【資料編】

- (資料 1) 物資の供給等に関する応援協定一覧
- (資料 2) 家庭内で備蓄する物資の条件と一例

1 はじめに

この計画は、「留萌市地域防災計画」に基づき、大規模災害が発生した場合の被害を想定し、東日本大震災や阪神・淡路大震災を教訓に、被災者の避難生活に必要な物資の備蓄・調達等について定めるものです。

また、基本的な方向性については、総務省消防庁の「緊急物資等の備蓄・調達に係る基本的な考え方」及び「留萌地域防災備蓄整備方針」（平成30年1月）を基本として策定しています。

なお、本計画は新たな災害被害想定や国・北海道からの災害時備蓄指針等が示された場合、又は備蓄に関する新たな課題等が生じた場合には、その都度検討し、修正を行います。

2 基本的な考え方

震災時は、被災地域における流通機能が停止したり、外部からの救援物資が届きにくい状態が懸念されることから、市民は、日頃から被災直後に必要な物資を備えておくことが必要です。

一方、震災時には、家屋の倒壊・焼失等により、多数の避難者、負傷者の発生が予想されます。このため、留萌市としては自助・共助を基本としつつ、生活必需品及び災害応急対策に必要な資機材について、令和元年度から、計画的に備蓄を進めていきます。

2-1. 備蓄物資の必要量

備蓄物資の供給対象は、北海道から公表された「地震に関するアセスメント想定」に基づき、震災の発生により、家屋の倒壊・焼失等のため、避難所で生活することを余儀なくされ、かつ物資の確保が困難な方を対象とします。

「留萌市地域防災計画」第6編第1章第4節被害予想の避難所生活者数は、留萌市で、4,771人と想定しているため、備蓄品は4,800人分を算定の基礎とします。

【留萌市における地震災害被害想定】

区 分		被害想定
想定震度（評価単位最大）		最大震度6.7
建物被害	建物全壊件数	630棟
出火による被害	火災被害件数（焼失棟数）	79棟
人的被害	死者（揺れ・急傾斜地・火災計）	15人
	重傷者（揺れ・急傾斜地・火災計）	21人
	軽傷者（揺れ・急傾斜地・火災計）	210人
	避難所生活者数	4,771人
	避難所外生活者数	2,569人

※「留萌市地域防災計画」地震・津波被害予測（P160）

※ 留萌市の人口：20,681人

留萌市世帯数：11,397世帯（1.81人/1世帯当たり）

（令和2年1月末現在）

2-2. 備蓄食糧の目標量

避難所の備蓄食糧については、総務省消防庁の「緊急物資等の備蓄・調達に係る基本的な考え方」では、3日分程度と想定していますが、北海道では「北海道備蓄基本計画」において、市町村に対し1日分の現物備蓄と1日分の流通調達を示しています。

これを踏まえ本計画では、備蓄量を1日分とし、それ以降の食糧等については、食品製造業者や小売り業者との協定締結を積極的に推進し、調達を行うこととします。

「道路の寸断や情報の途絶、ライフラインの機能不全等から、被災地域内の物流・流通機能が停止し、災害発生から3日間程度（広域的な地震災害においては、3日間以上）は被災地外から孤立した状態が続くことが懸念される。

出典：「消防庁緊急物資等の備蓄・調達に係る基本的な考え方」

（参考1）自助・共助・公助による備蓄目標量（約1週間）

	現物備蓄及び調達（流通備蓄）
市民自らの備蓄 （自助）	3日分
留萌市 （公助）	1日分
北海道 （公助）	1 / 3日～1日分
他県等からの支援 （共助）	1日分
協定による調達等 （公助）	2日分

2-3. 品目の選定方針

〔飲料水・食糧・衛生用品〕

飲料水、食糧については、原則として5年間の賞味期限を有するものを購入します。

5年間の保存が利かないものについては、賞味期限ができる限り長いものを購入します。

また、衛生用品についても原則5年間の消費（使用）期限を有するものとし、保存が利かないものについては出来る限り長いものを選びます。

なお、おむつや生理用品などは消費（使用）期限の定めがありませんが、直接肌に触れるものであり清潔であることが求められることから、納品から約5年を目安に入れ替えを行います。

〔寝具・食器・仮設トイレ等の生活必需品〕

避難所生活に必要な寝具類（毛布・マット）や食器類（紙食器、調理器具など）、照明類（ランタン、懐中電灯）、仮設トイレを備蓄し、仮設トイレについては、従来の簡易設置型とともに、マンホールトイレや水洗式などの導入も検討していきます。

また、不足する生活必需品については、道や市町村、企業との協定に基づき、支援を要請します。

〔プライバシーへの配慮〕

避難所では他人どうしが1つの空間で生活することを余儀なくされるため、プライバシーへの配慮が必要となります。

これを踏まえ、パーティションやテントなど、一定のプライバシーを確保できる資機材を備蓄し、併せて品目や運用等の検討・研究を行っていきます。

〔女性への配慮〕

着替えや授乳など、人に見られたくない行為、性犯罪の防止などへの対策が必要であることから、着替えや授乳に使用できるテントなどの備蓄や、女性用品など女性に配慮した物品の備蓄を行います。

また、女性の意見を取り入れながら必要な物品の検討、避難所のレイアウトやセキュリティの検討・研究を行います。

〔高齢者や乳幼児などの要配慮者への配慮〕

高齢者や乳幼児の避難所生活に配慮し、高齢者や乳幼児用の食料、粉（液体）ミルク、哺乳瓶などや、介護用、乳幼児用の紙おむつなどの備蓄を行います。

また、仮設トイレは努めて洋式トイレの設置を検討します。

〔食物アレルギーへの配慮〕

厚生労働省によると、現在、わが国では全年齢をとおして約2～5%の人が何らかの食物アレルギーを持っていると推定されます。これを踏まえ、農林水産省が指定する27品目のアレルギー物質を使用しない食品や乳アレルギー対応の粉（液体）ミルクの備蓄を行います。

2-4. 備蓄品の数量・品目

備蓄品については、救援物資等が到達するまでの間、避難者にとって必要な飲料水、食糧、生活物資を選定します。（留萌市年代別人口 令和元年8月31日現在）

（1）避難者数想定

基本となる避難者数は、2-1.で記述したとおり4,800人とし、詳細については下記のとおり想定します。

① 男女の割合

留萌市人口男女の割合（男性：47.88%、女性：52.12%）から、男性2,300人、女性2,500人

② 高齢者（75歳以上）の割合

留萌市人口の高齢化率（約19.3%）から930人

③ 乳幼児の割合

留萌市人口の0歳児から4歳児までの割合（約2.3%）から110人
うち、乳児は人口の0歳児の割合（約0.5%）から30人

④ 食物アレルギー保有者の割合

厚生労働省のデータに基づき、避難者数のうち約2%の100人

※②～④の数値については、10人未満を切り上げとする。

(2) 品目と数量

上記の避難者数と必要物資を検討した結果、下記の品目と数量について、令和元年度から、数ヶ年計画で備蓄することとします。

なお、品目と数量については下記の表を目安として、今後のニーズや被害想定、指定避難所の見直し等に応じて、柔軟に変更するものとします。

【生活用品・日用品】

4,800人当たりの数量

番号	品名	単位	基礎数量
1	飲料水(2ℓ) (1本/1人)	本	4,800
2	飲料水(500ml) (2本/1人)	本	9,600
3	アルファ化米(50食) (1食/1人)	食	4,800
4	アルファ化米(個食) (1食/1人)	食	4,800
5	副食・缶詰(さんま・さば)	食	3,200
6	副食・レトルト(カレー・親子丼)	食	3,200
7	副食・レトルト(ハンバーグ・筑前煮)	食	3,200
8	保存パン(黒まめ・ココア・オレンジ)	缶	各1,600
9	粉又は液体ミルク(200mlを1日5回換算)	本	150
10	哺乳瓶 250ml (3本/1人)	本	90
11	毛布又は寝袋	枚	4,800
12	アルミロールマット又は花ゴザ	枚	4,800
13	大人用紙おむつ(M)	枚	480
14	大人用紙おむつ(L)	枚	480
15	幼児用紙おむつ(M)	枚	240
16	幼児用紙おむつ(L)	枚	240
17	生理処理用品	枚	1,200
18	マスク(大人用)	枚	4,000
19	マスク(子供用)	枚	800
20	簡易スリッパ (1足/1人)	足	4,800
21	タオル (1枚/1人)	枚	4,800
22	歯ブラシ (1本/1人)	本	4,800
23	石鹸 (1個/2人)	個	2,400
24	軍手 (1双/2人)	双	2,400
25	給水袋 6ℓ (在宅避難者用)	枚	2,500

【資機材】 指定避難所のうち優先開設予定の14カ所当たりの数量

番号	品名	単位	基礎数量
26	発電機 (14避難所に2機)	機	28
27	コードリール (14避難所に各3機)	機	42
28	ガソリン携行缶:20ℓ (14避難所に各2本)	本	28
29	カセットコンロ (14避難所に各4台)	台	56
30	カセットボンベ (14避難所に各12本)	本	168
31	灯油式ストーブ (14避難所に各3機)	機	42
32	灯油用ポリタンク:18ℓ (14避難所に各3本)	本	42
33	ランタンライト (14避難所に各5灯)	灯	70
34	懐中電灯 (14避難所に各10本)	本	140
35	ブルーシート(大) (14避難所に各2枚)	枚	28
36	ブルーシート(小) (14避難所に各4枚)	枚	56
37	トラロープ (14避難所に各3巻)	巻	42
38	パーティション (14避難所に各10セット)	セット	140
39	プライベートルーム (14避難所に各2張)	張	28
40	簡易トイレ (14避難所に各6機)	機	84
41	トイレ用テント (14避難所に各6張)	張	84

【その他、生活用消耗品】

番号	品名	単位	基礎数量
42	折りたたみ式ポリタンク (14避難所に各5本)	個	70
43	水用ポリタンク:20ℓ (14避難所に各5本)	本	70
44	救急セット(50人用) (14避難所に各3セット)	セット	42
45	除菌薬手指用 (14避難所に各5本)	本	70
46	折りたたみコンテナ:50ℓ (14避難所に各5個)	個	70
47	お手拭き (3枚/1人)	枚	14,400
48	割り箸 (3膳/1人)	膳	14,400
49	使い捨てスプーン (1本/1人)	本	4,800
50	紙皿・紙ボウル (各1枚/1人)	枚	各4,800
51	ゴミ袋 (14避難所に各30枚) (燃えるごみ用・燃えないごみ用・生ごみ用)	枚	各420
52	トイレトーパー (14避難所に各100個)	個	1,400

2-5. 備蓄品の購入、保管・管理、活用

〔購入〕

賞味期限のある飲料水・食糧や消費期限のある品目については、5年保存を基本とし、期限が切れる1年以内を目途に、計画的に入れ替えることとします。粉ミルク又は液体ミルクについては、努めて長期保存用を備蓄します。

〔保管と管理〕

備蓄品の保管場所については、現在、市の防災倉庫、庁舎地下倉庫及び西分庁舎に保管することとしているが、備蓄計画に基づき整備していくためには、新たな防災倉庫の必要性が求められることから、耐震性を備え、一括管理を可能し、防災倉庫としての機能を最大限発揮し得る保管・管理施設の確保を図ります。また、食糧等については災害発生時のリスクの分散のため、幌糠農業農村支援センター、風土工房こさえーる及び大和田生活館などの遠隔避難所に対し、150食分を基準に分散保管することとします。

〔活用〕

賞味期限が残り1年となり、入れ替えの対象となった飲料水・食糧については、市あるいは自主防災組織が主催する防災訓練などにおいて提供し、地域や家庭での備蓄の促進、啓発普及に活用することとします。

また、防災訓練などでは活用しにくい衛生用品などについては、公的機関が行う慈善事業への提供などにより活用します。なお、活用数量については、その年度の残数や使用見込に基づき、適切に管理します。

2-6. 冬季における防寒対策品の備蓄

平成30年度北海道胆振東部地震後に発生した、全道全域停電、いわゆるブラックアウト災害に対応するため、避難所における防寒対策用品の備蓄に努めます。

特に、真冬にライフラインが途絶した場合を想定した、発電機、電気を使用しない石油式ストーブ、ランタンライト、カセットコンロ、懐中電灯、簡易トイレ、給水用ポリタンクなどの資機材を優先的に備蓄していきます。

市庁舎用の電源確保や、避難所での電源確保用として、電気自動車（公用車）の蓄電池を最大限活用します。（可搬型給電器による電源確保）

2-7. 災害対応従事職員用の備蓄

災害対応に従事する職員が、市役所において勤務する場合を想定した、約3日分の飲料水、食糧等の備蓄に努めます。

【災害対応職員用備蓄品】

第1非常配備要員：50人を基準

番号	品名	単位	基礎数量
1	飲料水（500ml）（50人／9本）	本	450
2	アルファ化米（個食）（50人6食分）	食	300
3	副食・レトルト（50人9食分）	缶	450
4	缶パン（50人3食分）	食	300
5	割り箸	膳	300
6	使い捨てスプーン	本	150
7	紙ボウル	枚	450

3. 流通備蓄について

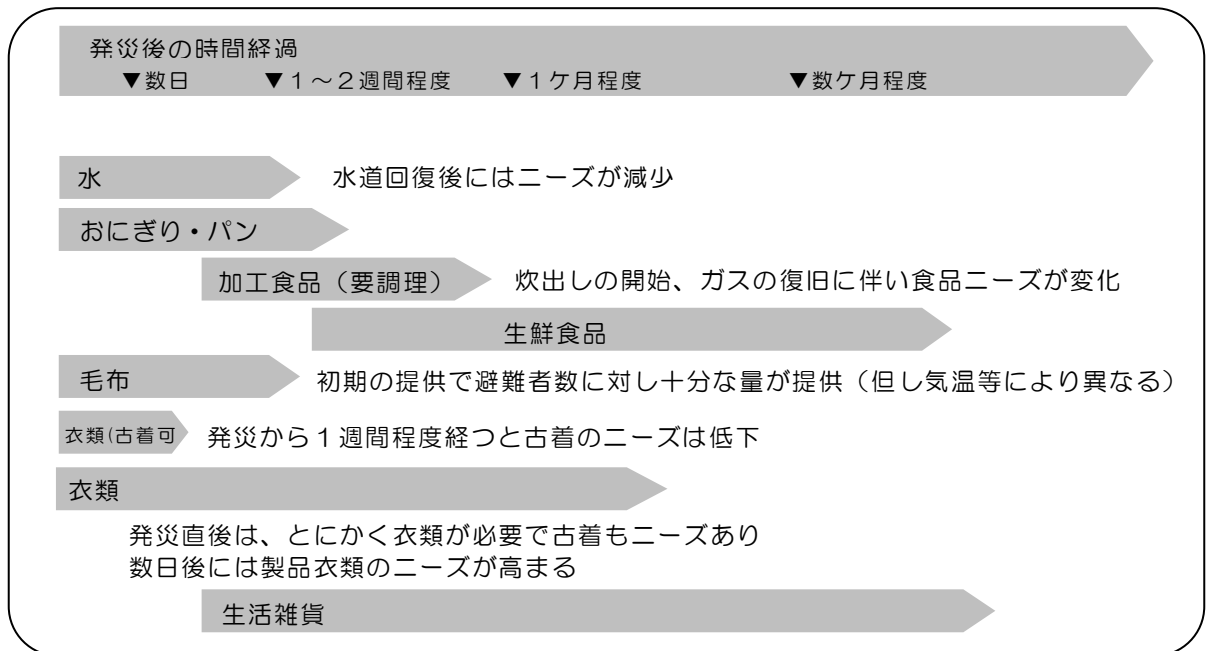
留萌市では、民間企業との災害協定を推進していく予定です。

候補企業は、流通ネットワーク及び大量の物資を保有する企業とします。

協定を結ぶ内容については、東日本大震災の教訓から以下の表に示されている品目が中心となります。

また、市との協定締結企業だけでは物資の確保が困難な場合は、北海道が既に協定を締結する企業に支援を依頼します。

【被災者の物資のニーズの変化】



出典:「災害時における流通業の課題と今後の対応について」平成24年5月 経済産業省

1日分は市の倉庫やコミュニティセンターなどで備蓄することから、協定を締結した企業から確保する食糧は、2日分（4,800人×3食×2日=28,800食）とします。

4. 家庭内備蓄について

市民に対しては、市民防災訓練や土砂災害防災訓練、お茶の間トーク等の機会を利用して家庭内備蓄の啓発、普及に努めます。

(1) 基本的な考え方

発災直後は、流通機能が麻痺し、物資を購入できなくなる可能性が高くなり、備蓄品が行き渡らないことも想定されることから、市民に対し日常の食糧を多めに購入することで、一定量の食材を保有する方法を含め、避難生活に必要な物資の3日以上を備蓄することを呼びかけます。

(2) 品目の目安

市民が備蓄すべき物資の目安を、以下の品目とします。

- ・飲料水（1人1日3リットル以上）
- ・食糧（3日分、できれば1週間分を推奨）
- ・生活物資（救急セットや常備薬、トイレトーパー、生理処理用品等）

(3) 要配慮者の為の物資の確保

高齢者や乳幼児、食物アレルギー体質者などの要配慮者がいる家庭については、柔らかく飲み込みやすい食糧、紙おむつ、粉（液体）ミルク、アレルギー対応食など、必要となる物資の確保を呼びかけます。

(4) 保管場所

物資の保管場所は、耐震性があること、洪水等の際に浸水しないこと、避難の際に持ち出しやすいこと等に配慮して選定するよう呼びかけます。また、物資の中でもすぐに必要となる飲料水、食糧、衣類、医薬品、懐中電灯、ラジオ、乾電池などは、非常持ち出し袋に入れ、すぐに持ち出せるよう準備しておくことを推奨します。

5. 自主防災組織の備蓄について

自主防災組織に対しては、発災直後に町内会館等に避難してくる住民の1日分の食糧、飲料水及び自主防災組織の活動に必要な資機材等の備蓄を推奨していきます。

(1) 基本的な考え方

自主防災組織は発災時の初期消火、救出・救護活動、避難誘導、炊き出しなど、自主防災組織の活動を効果的に実施できるよう資機材の整備を推奨していきます。この際、自主防災組織の助成制度の最大限活用により、飲料水や食糧の他、当面の生活物資を備蓄することを推奨していきます。

(2) 品目の目安

自主防災組織が備蓄すべき物資の目安を、以下の品目とします。

- ・ 飲料水、食糧、生活物資
- ・ 初期消火、救出・救護、避難誘導、炊き出し等に必要な資機材

(3) 要配慮者のための物資の確保

食糧はもちろん、避難誘導資機材として車椅子やリヤカー、担架など、要配慮者の避難や避難生活を想定した物資の備蓄を推奨していきます。

(4) 保管場所

物資の保管場所は、耐震性があること、洪水等の際に浸水しないこと、避難の際に持ち出しやすいこと等を配慮して選定の上、関係者に周知するよう推奨していきます。

【参考資料 自主防災組織で備蓄する物資の例】

飲料水、食糧、多人数用救急セット、簡易トイレ、トイレトーパー、毛布、タオル、水用ポリタンク、発電機、投光機、工具類、ハンマーなどの土木作業用品、ヘルメット、軍手、誘導棒、反射材付ベスト、車椅子、リヤカー、担架、炊き出し用釜、ガスボンベなどの燃料、調理器具、使い捨て食器類など

6. 事業所備蓄について

事業所等に対しては、従業員等の食糧、飲料水及び必要な資機材等の備蓄を推奨していきます。

(1) 基本的な考え方

事業所は発災後、サービスの継続やいち早い復旧を図るため、また、発災直後の帰宅困難者の発生などによる混乱を避けるため、従業員等を一定期間事業所に留め置く必要があります。

このため、従業員等の3日分の食糧や生活物資を備蓄するよう推奨していきます。

(2) 従業員以外用の備蓄

集客施設を有する事業所に対しては、来客の一時的な滞在を想定した備蓄を推奨していきます。

(3) 品目の目安

事業所が備蓄すべき物資の目安を、以下の品目とします。

- ・飲料水（1人1日分3リットル）
- ・食糧（3日分程度）
- ・生活物資（救急セット、簡易トイレ、トイレトーパー、毛布、衣類、生理処理用品、口腔衛生用品等）

(4) 要配慮者のための物資の確保

事業所内に一定期間滞在する者（従業員、来客等）に要配慮者が含まれる場合を想定し、柔らかく飲み込みやすい食糧、紙おむつ、粉ミルク、アレルギー対応食など、必要となる物資の確保を推奨していきます。

(5) 保管場所

物資の保管場所は、耐震性があること、洪水等の際に浸水しないこと、避難の際に持ち出しやすいこと等に配慮して選定の上、従業員に周知するよう推奨していきます。

資 料 編

- (資料 1) 物資の供給等に関する応援協定一覧
- (資料 2) 家庭内で備蓄する物資の条件と一例

(資料1)

物資の供給等に関する応援協定一覧

No.	協定名	締結年月日	締結先	概要
1	災害時における消費生活の安定及び 応急生活物資の供給等に関する協定	平成8年1月17日	生活協同組合コープさっぽろ	災害時において、留萌市域内又は市域外に おける保有商品の供給又は商品の確保並びに 商品の運搬に対する協力
2	災害時における消費生活の安定及び 応急生活物資の供給等に関する協定	平成8年1月17日	株式会社中央スーパー	災害時において、留萌市域内又は市域外に おける保有商品の供給又は商品の確保並びに 商品の運搬に対する協力
3	災害対応型自動販売機による協働事 業に関する協定	平成20年7月25日	北海道コカコーラ・ボトリング 株式会社	緊急時飲料提供自動販売機の設置による自 動販売機内在庫飲料の無償提供
4	災害時における燃料等の供給の協力 に関する協定	平成20年9月3日	留萌地方石油業協同組合	災害時において、必要とする石油類燃料の 優先的かつ安定的に供給
5	災害時における機器の調達に関する 協定	平成23年8月4日	北海道建設機械リース業協会 留萌支部	応急措置のため、緊急に機器の調達（仮設 トイレ、移動式暖房機器、発電機等）
6	災害時における飲料の提供等に関する 協定	平成24年5月31日	サントリーフーズ株式会社	緊急時飲料提供自動販売機の設置による自 動販売機内在庫飲料の無償提供
7	災害時における物資の緊急・救援輸 送等に関する協定	平成27年3月24日	一般社団法人旭川地区 トラック協会留萌支部	災害発生時及び災害が発生するおそれがある 場合において、必要な一般貨物自動車による 物資の緊急・救援輸送について協力
8	災害時の物資供給及び店舗営業の継 続又は早期再開に関する協定	平成29年3月27日	株式会社セブン・イレブン・ ジャパン	災害時において、留萌市域内又は市域外に おける保有商品の供給又は商品の確保並びに 商品の運搬に対する協力・生活安定のための 営業継続又は早期再開の要請
9	災害時における物資の保管等に関する 協定	平成29年6月28日	道北倉庫協会	災害発生時及び災害が発生するおそれがある 場合において、救援物資の保管及び荷役等 について協力
10	災害時における地図製品等の供給等 に関する協定	令和元年12月5日 (締結予定)	株式会社ゼンリン	災害発生時及び災害が発生するおそれがある 場合において、地図製品等の供給と利用を 提供
11	災害時における応急生活物資の供給 等に関する協定	令和元年12月19日 (締結予定)	合同容器株式会社	災害発生時及び災害が発生するおそれがある 場合において、避難所の設営等において必要 な物資（ダンボールベッド等）の調達につ いて優先的に有償提供

(資料2)

家庭内で備蓄する物資の条件と一例

1 物資の条件

次のような条件を満たした物が、備蓄食糧として適しています。

1	日常生活にも使え、なおかつ長期間保存に耐えられるもの (乾物類は日本の伝統食品で保存日数も長く栄養もある)
2	調理にあまり手間のかからないもの
3	持ち運びに便利なもの
4	必要最小限のエネルギーや栄養素が確保できるもの

2 物資の例

具体的に備蓄食糧となる食糧品を例示します。特別に災害用食料を用意しなくても、普段食べているものを上手に活用することで、まかなうことができます。

次の表を参考に、栄養バランスに配慮し、かつ家族の好みに合うものを普段から購入するよう、心がけることが大切です。

主食	レトルト食品(白米、五目御飯、白粥)、米、冷凍おにぎり、冷凍めん 個包装もち、粉類(小麦粉、ホットケーキミックス) アルファ化米(御飯、五目御飯、山菜おこわ、赤飯)、乾パン 即席めん、ビスケット、クラッカー、せんべい、シリアル類 乾めん(うどん、そば、そうめん)、スパゲッティ、マカロニ、ビーフン
主菜	魚・肉缶詰(味付け、水煮)、レトルト肉料理、シチュー類缶詰、高野豆腐
副菜	野菜類煮物缶詰、サラダ缶詰、フリーズドライ食品(野菜、豆類) カレー・シチュー(缶、レトルト)、麩、インスタント味噌汁、梅干 らっきょう、漬物 乾物類(切り干し大根、乾燥わかめ、かんぴょう、昆布、干し椎茸、 かんでん、春雨、干しえび、煮干し、のり、削りぶし、チーズ、干し芋)
調味料	ビン入り塩、調味料パック(みそ、塩、ソース、ケチャップ、マヨネーズ) コンソメ、ごま、こしょう、フリーズドライ食品(みそ、しょうゆ)
嗜好品	ようかん、あめ、チョコレート、果物缶詰、スナック菓子、ふりかけ ティーパック(お茶、紅茶)
飲料	ミネラルウォーター、お茶類(ペットボトル・缶)、スポーツ飲料 トマトジュース、野菜ジュース、フルーツジュース、スープ缶 ロングライフ牛乳、スキムミルク
生活物資	救急セット、常備薬、カセットコンロ、カセットボンベ、懐中電灯 ラジオ、乾電池、割り箸、紙コップ、紙皿、ラップ、衣類(特に下着) 生理処理用品、雨具、トイレトペーパー、ウェットティッシュ、歯ブラシ
その他	紙おむつ(高齢者用、乳幼児用)、粉(液体)ミルク、哺乳瓶、離乳食 アレルギー対応食など、要配慮者が必要とする物

注) 食糧や生活物資の中には、お水やお湯が必要になるものがあります。なお、密封していない、又は開封後の飲料水については3日を限度に入れ替え、古いものは生活用水として利用しましょう。また、浴槽の掃除をするまでの間、残り湯を捨てずに貯めておくことで、トイレや洗濯に利用することができます。

留萌市防災備蓄計画

発 行 令和2年2月14日

編 集 総務部総務課 危機対策係

〒077-8601 留萌市幸町1丁目11番地

TEL(0164)56-5005(直通)

FAX(0164)43-8778
